

県では新しい特殊詐欺撲滅プロジェクトを開始しました！

# 「俺の恩返し！」プロジェクト



長野県警察本部の集計で、今年1月から3月末までの特殊詐欺の被害件数は63件。被害額は2億円に迫っています。2月までは架空請求詐欺被害が突出していましたが、3月はオレオレ詐欺被害が17件、1億円近い被害額と多発しました。県では、昨年度「特殊詐欺、ひとごとじゃない！」キャンペーンを展開してきましたが、更なる被害防止対策を推進するために、働き盛り世代の皆さんによる特殊詐欺撲滅プロジェクト、題して「俺の恩返し！」プロジェクトをスタートさせました。大きく2つの内容となっています。

## 1 働き盛り世代対象訓練型 特殊詐欺対応講座

- ・特殊詐欺の被害状況や最新の手法を学び、特殊詐欺に対する知識を深めていただきます。
- ・参加者ご自身のご両親や祖父母などに講座の中で電話して、参加者が犯人役となって手口を再現するほか、「携帯電話の番号が変わった」という電話が来たら必ず元の番号にかけて確認するなど、実際に詐欺電話がかかってきたらどう対応するかを体験し、家族間で共有していただきます。
- ・受講対象は男女、居住地を問いません。



講座の様子



家族に電話している様子

## 2 特殊詐欺被害防止協力企業・団体認証制度

- ・前述の訓練型講座に企業単位で参加していただいたり、県や県警が制作したポスターなどを店内に掲示してお客さんに注意を呼びかける活動などをする企業、団体等を県が認証します。
- ・認証した企業・団体には認証登録証とステッカーをお渡しし、県のホームページなどで広くPRします。
- ・企業全体でなく一部の部署だけでも認証します。

### 講座・認証のお申込・お問合せ



長野県くらし安全・消費生活課防犯担当  
026-235-7147

長野県 俺の恩返し で 検索

編集・発行 長野県県民文化部 くらし安全・消費生活課  
〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1  
TEL026-223-6770 E-mail kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

「くらしまる得情報」は長野県金融広報委員会（事務局：日本銀行長野事務所内）の協力を得て作成しています。

くらし得情報はインターネットでもご覧いただけます。  
<http://www.nagano-shohi.net/>

イベント満載!! 今年の信州  
●第67回 全国種樹祭ながの2016 (6月)  
●プレ信州デザインエッセイコンテスト (7月～)  
●国際フラワーフォーラム2016 (7月)  
●第1回「山の日」記念全国大会 (8月)



しあわせ信州

# くらし得情報 夏号

内容  
○消費生活センターとは？  
○平成27年度は県の消費生活センターにはこのような相談が寄せられています  
○「俺の恩返し！」プロジェクト



## 消費生活センターとは？

あなたは消費生活センターにご相談されたことはありますか？

消費者と事業者のトラブルに  
公正な立場で処理に当たる機関

こう聞いてもピンと来ない方もいらっしゃるかもしれません。しかし、買い物をしたり、契約をしたり、サービスを受ける際にお金を払う「あなた」と、売り側であるお店等が関わることは日常のことだと思われがちです。そんなあなたが「消費者」で、お店等が「事業者」です。

私たち消費者は、毎日使うもの、年に一度使うもの、一生に一度購入するものなど日々様々な商品、サービスを選んで購入しています。一方で商品やサービスを提供する事業者は、その商品やサービスについて熟知している「プロ」です。消費者が商品やサービスについて情報を得る方法は様々ありますが、まだまだ事業者との情報格差は否めません。その情報の差がトラブルの要因となります。

そうした「情報の差を埋めるお手伝い」を消費生活センターが行っています。事業者とのやり取りで不審に思われることがあれば、お電話、来所にてご相談ください。ご相談は無料です。（電話の場合、通話料のみご負担いただきます。）専門的知識を持った相談員がお話を伺います。

県だけでなく、お住まいの市町村にも消費生活センターや消費生活相談の窓口があります。お気軽にご相談ください。

『困った』『どうしよう』など消費者トラブルでお困りのときは、  
消費生活センターにご相談ください！

- |            |                                   |                                   |
|------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 北信消費生活センター | 長野市大字中御所字岡田98-1<br>県長野保健福祉事務所庁舎1階 | ☎026-223-6777<br>FAX:026-223-6771 |
| 中信消費生活センター | 松本市大字島立1020<br>県松本合同庁舎4階          | ☎0263-40-3660<br>FAX:0263-40-3701 |
| 南信消費生活センター | 飯田市追手町2-641-47<br>飯田市美術博物館隣       | ☎0265-24-8058<br>FAX:0265-21-1703 |
| 東信消費生活センター | 上田市材木町1-2-6<br>県上田合同庁舎6階          | ☎0268-27-8517<br>FAX:0268-25-0998 |



スマートフォンに、「有料動画閲覧料金が未払いです。」というショートメールが届いた。どうすればいいか。

→まさに架空請求詐欺の典型的な事例です。「何かの間違いだろう。連絡しなくては。」とメールに記載された番号に電話をかける…これが詐欺犯の狙いです。身に覚えがなければ無視しましょう。



アダルトサイトを見ていて年齢確認ボタンをクリックしたら「登録完了8万円」と請求された。支払わなければならないのか？

→この手口はワンクリック詐欺と呼ばれています。架空請求と並んで相談が多く寄せられます。この場合も、有料で契約をした意思があなたに無ければ、契約は無効と言えます。無視しましょう。また、請求画面が消えない、といった場合にはIPA(独立行政法人情報処理推進機構)のホームページに対処方法が掲載されています。



お隣のおばあちゃんのところによく訪問販売の勧誘員がきている。一人暮らしなので、どう考えてもこんなにたくさん布団はいらぬはず。解約できるだろうか。

→訪問販売はクーリング・オフ(無条件解除)の対象となっています。また、勧められるがまま必要以上に購入し、過量販売と考えられる場合は1年間の契約解除権もあります。ご本人に、お近くのセンターに契約書などを持って、相談するようお願いください。



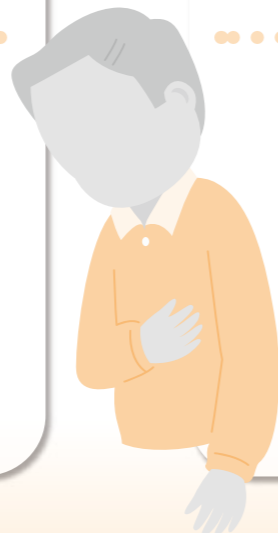
# 県の消費生活センターには このような相談が寄せられています

〈2015年度は9,504件〉



光回線の勧誘が電話できた。「料金が安くなる」と言われたので変更したが、トータルで見ると安くなっていない。解約できるだろうか。

→これまで「通信回線の契約」は電話勧誘であってもクーリング・オフ(無条件解除)の対象となっていませんでしたが、電気通信事業法改正により、平成28年5月21日から契約書面の交付が義務付けられ、その書面を受領して8日間は契約解除できる制度が導入されました。詳細は消費生活センターにお問合せください。



知人から勧誘されて定期購入で商品を購入した。同じように友人を勧誘して商品を購入してもらおうと配当金が入ると言われたが、なかなか勧誘できず、商品も家にたまっていく一方だ。解約したい。

→マルチ商法(連鎖販売取引)と呼ばれる商法です。ネットワークビジネスやマルチレベルマーケティングとも呼び、商品を紹介して販売網を広げると、手数料などが勧誘した上位者に入っていきます。最初は大丈夫だと思っていても、次第に商品購入代金が支払えなくなったり、友人・知人との人間関係でトラブルになるという相談が寄せられました。クーリング・オフ(無条件解除)の対象となっていますが、手数料収入などの「良い話」ばかりでなく、デメリットも最初に十分検討しましょう。



壁の補修をしたい。どこの業者が良いだろうか？

→消費生活センターでは特定の事業者を紹介したり、その業者について相談が寄せられているか、どんな評判なのかという点はお答えできません。こういった相談には、その業界団体の相談窓口等をご案内します。よくわからない契約の場合には複数の業者から見積もりをとるなどして比較しましょう。

